

# 台風時の 対応について

1. 診療時間中に暴風警報が発令された場合、その日の診療は発令時で終了（休診）となります。
2. 診療時間外に暴風警報が発令されている場合、警報の解除時間によってその日の診療開始時間は異なります。
  2. 1. 朝 7 : 00 までに警報が解除された場合は、その日の朝 9 : 00 から診療開始となります。
  2. 2. 昼 12 : 00 までに警報が解除された場合は、その日の午後 2 : 00 から診療開始となります。
  2. 3. 昼 12 : 00 を超えても警報が解除されない場合、その日は1日休診となります。

※暴風警報による休診中に入っていた予約は全てキャンセルとなりますので、お手数をおかけして大変恐縮ですが、診療（受付）再開時にお電話などでもう一度ご予約をお願いいたします。

